

事業主 殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜西支部
支部長 杉本 圭一郎

「低圧電気取扱業務特別教育(学科のみ)」開催について

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項で「危険又は有害な業務」、労働安全衛生規則第36条第4号*(下記、3. 特別教育を必要とする業務参照)の業務に就かせる労働者に対し、低圧電気取扱業務特別教育の実施が義務付けられています。また、特別教育の対象となる低圧電気は、交流で600V以下、直流で750V以下の電圧をいいます。電気災害による死亡者数は毎年20人前後で推移しており、このような労働災害を防ぐための特別教育ですので、是非、この機会にご受講頂けますようご案内申し上げます。※「電気工事士」の資格を保有している場合でも本業務を行うには特別教育を修了する必要があります。

—記—

- 開催日時 2025年1月21日(火) 8:40~17:00
- 会場 建設業労働災害防止協会6階 会議室 <所在地:横浜市戸塚区信濃町541-3>
- 特別教育を必要とする業務* <労働安全衛生規則第36条第4号>

①低圧の充電回路の敷設若しくは修理の業務
②配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- 講師 労働安全コンサルタント 内沼 創一郎 氏
- カリキュラム <学科講習:7H>・低圧電気に関する基礎知識(1.0H)
 - ・低圧電気設備に関する基礎知識(2.0H)・低圧用安全作業用具に関する基礎知識(1.0H)
 - ・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2.0H)・関係法令(1.0H)
 <実技講習は各々事業場で実施。・低圧活線及び活線近接作業方法について(7.0H以上)
 実施記録を作成し3年間保存する>・開閉器の操作業務のみを行う者(1.0H以上)
- 受講料 <会員>9,500円(税込) <一般>10,500円(税込)
(受講料には、テキスト代770円・資料代消費税が含まれます)
- 定員 24名
- 修了証 教育修了者には、当協会横浜西支部で発行する「修了証」を当日交付致します
- 申込方法 神奈川労務安全衛生協会横浜西支部宛
NET(ホームページ)、メール、もしくはFAXでお申込み下さい。
- 振込先 三井住友銀行 戸塚支店 普通預金 口座番号 3240617
(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜西支部 (社)かがワロウムアソシエイトヨウカイヨコハマニシブ
振込手数料は、貴社にてご負担願います。
- その他 ②当教育および修了者台帳に関する目的以外に個人情報流出することはございません。

<申込先 :FAX:045-864-5022 / Eメール: yokonishi1@roaneikyo.or.jp>

<お問合せ:(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜西支部 TEL:045-864-5354>

「低圧電気取扱業務特別教育(学科のみ)」

申込締切日 2025年1月10日(金)

事業場名				会員番号
所在地	〒			
担当者名	TEL		FAX	
氏名	氏名	氏名	氏名	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	
受講料 振込予定日	月 日頃	会員受講料 9,500円/人・一般受講料 10,500円/人		
		申込者数: 名	受講料振込額:	円

請求書が必要な場合 送付方法選択 ①郵便 ②FAX ③PDF メールアドレス ()

※「受付印」のとおりに申込受付を完了いたしました。

